

# 富山市剣道連盟規約

## 第1章 名称及び組織

第1条 本連盟は、富山市剣道連盟と称し、一般財団法人富山県剣道連盟に所属する。

第2条 本連盟は、その事務局を富山市舟橋北町5-12 山内武道具店内に置く。

第3条 本連盟は、富山市内における剣道、居合道・杖道（剣道、居合道・杖道を以下剣道という。）を総轄する団体である。

## 第2章 目的及び活動

第4条 本連盟は、剣道を通してその発展と健全な普及並びに会員相互の親睦・融和を図ることを目的とする。

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 大会の開催及び後援に関すること
- 2 選手の強化及び派遣に関すること
- 3 講習会及び研修会等に関すること
- 4 普及、発展のための調査、広報に関すること
- 5 その他

## 第3章 加盟団体及び会員並びに役員

第6条 本連盟は、本連盟に加盟登録された団体をもって組織する。

第7条 本連盟の会員は、第4条の主旨に賛同するものとする。

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

第9条 加盟団体は、本連盟の規約に従い運営される。

第10条 本連盟に次の役員をおく。

- |   |       |     |
|---|-------|-----|
| 1 | 会 長   | 1名  |
| 2 | 副 会 長 | 若干名 |
| 3 | 理 事 長 | 1名  |
| 4 | 副理事長  | 若干名 |
| 5 | 理 事   | 若干名 |
| 6 | 事務局長  | 1名  |
| 7 | 監 事   | 2名  |

第11条 本連盟に、名誉会長、顧問、相談役を置くことができる。

第12条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

第13条 役員選任方法は次のとおりとする。

- 1 会長は、理事会において推挙する。
- 2 副会長は、会長が理事会に諮って委嘱する。
- 3 名誉会長、顧問、相談役は、理事会の推薦を受け、会長が委嘱・承認する。
- 4 理事長及び副理事長は、理事の中から互選する。
- 5 理事は、会員の中から推薦し、総会の承認を得る。
  - ア 加盟団体を代表する会員
  - イ 剣道六段以上の会員
- 6 監事は、理事会において選出する。
- 7 監事は、他の役員を兼ねることができない。
- 8 事務局長は、理事会に諮り会長が任命する。
- 9 会長は、必要と認めた場合、学識経験者の中から若干名理事に選任することができる。

第14条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は、本連盟を代表し、これを総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在あるときはこれを代行する。
- 3 名誉会長、顧問、相談役は、会長の諮問に応じ意見を述べるができる。
- 4 理事長は、理事会を代表し、会務の企画立案及び執行にあたる。
- 5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在あるときはこれを代行する。
- 6 理事は、会務を審議し、運営にあたる。
- 7 事務局長は、事務及び経理の処理にあたる。
- 8 監事は、会計の監査にあたる。

#### 第4章 会 計

第15条 本連盟の事業遂行に要する費用は、次に上げるものをもって充てる。

- 1 会費（入会費を含む）
- 2 参加料
- 3 助成金
- 4 寄附金
- 5 その他の収入

第16条 本連盟の事業計画及び収支予算は毎年度開始前に編成し、理事会の承認を受けなければならない。

第17条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

#### 第5章 会 議

第18条 総会は年1回とし、会長がこれを招集し、会長が議長となる。必要に応じ臨時総会を招集することができる。

第19条 総会は次の事項について承認を与える。

- 1 規約及び細則の改廃
- 2 事業の計画及び事業の報告
- 3 予算及び決算
- 4 その他

第20条 理事会は必要に応じて会長が召集し、会務遂行に必要な次の事項について審議し、執行する。

- 1 規約及び細則の改廃
- 2 事業の計画及び事業の報告
- 3 予算及び決算
- 4 役員の推薦
- 5 その他

#### 第6章 議 事 録

第21条 総会及び臨時総会並びに理事会においては、議事録を作成する。会長は出席した理事の中から、2名以上の者にその任を命じる。

#### 第7章 部 会

第22条 第5条の事業を行うために、次の部会を設置する。

- 1 大 会 部 大会の開催及び選手の強化・派遣に関すること
- 2 審 査 部 級審査に関すること

- 3 普及部 稽古会、講習会及び研修会等に関する事
- 4 居合道・杖道部 居合に関する事
- 5 総務部 後援及び剣道の普及、発展のための調査、広報に関する事並びに本連盟の目的達成に必要と認める事

## 第8章 補 則

第23条 本連盟の運営上必要な細則は、別に理事会が定める。

### 細 則

第1条 本連盟の会費は年額とし、会員は4,000円、役員は5,000円とする。(但し名誉会長、顧問、相談役、及び75才以上の会員は、除く)

2 その他の経費は、別に定める。

第2条 事務局は、規約、会員名簿、会計簿、議事録、その他必要な簿冊を備えておく。

第3条 この規約は昭和28年4月1日から施行する。

昭和30年4月1日 一部改正

昭和48年4月1日 一部改正

平成13年4月15日 一部改正

平成15年4月20日 一部改正

平成17年4月17日 一部改正

平成19年4月15日 一部改正

平成28年4月10日 一部改正

### 慶弔に関する内規

第1条 この内規は、本連盟の慶弔に関する取扱いの基準を定め、執行の適正を期するものとする。

第2条 本連盟会員に対する慶事の取扱いは、次のとおりとする。

1 7段以上の昇段及び範士昇格者に対し、記念品を贈る。

2 全国規模の大会に入賞した団体または、個人に対し、記念品を贈る。

3 その他必要と認めるものについてはその都度協議し、事情に応じて執行する。

第3条 関係団体等の慶事は、事例、その他の事情に応じて執行する。

第4条 本連盟の会員に対する弔慰の扱いは、次のとおりとする。

1 本連盟の役員のうち、会長、副会長、理事死亡の場合は、生花、弔電を送る。

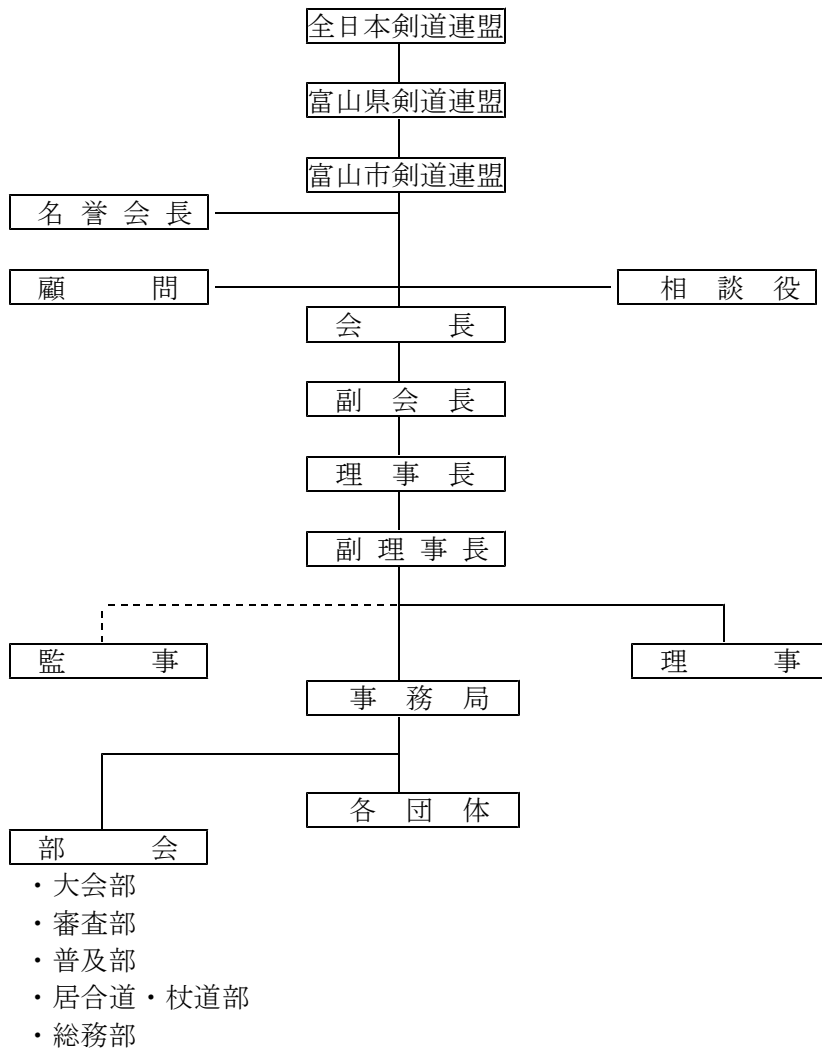
2 前号に準ずる者死亡の場合は、その都度協議して執行する。

第5条 この内規について必要な事項は、理事会に諮って決定する。但し、緊急の場合はすみやかに執行し、後で理事会で承認を受ける。

### 附 則

この内規は、平成28年年4月10日より施行する。

## 富山市剣道連盟組織図



### 加盟団体

- 1 県営富山武道館
- 2 凌雲館村雲道場
- 3 一到館開剣道場
- 4 芝園剣道クラブ
- 5 北部錬成館
- 6 神通館
- 7 呉羽剣道スポーツ少年団
- 8 婦中町少年剣道教室
- 9 八尾町少年剣道教室
- 10 求道館
- 11 大沢野少年少女剣道教室
- 12 水橋錬成館
- 13 中学校体育連盟
- 14 高等学校体育連盟（含高専剣道部）
- 15 富山大学体育会剣道部
- 16 居合道・杖道部